

公 告

大隅河川国道事務所管内（肝属川直轄管理区間）における 災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結

次のとおり公告します。

令和3年 2月 3日

国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が管理する肝属川直轄管理区間において発生した災害もしくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資するとともに、応急対策（応急対策工事・河川巡視・緊急内水対策）に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、もって災害の拡大防止と施設被害の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は別紙－1のとおりとする。

(2) 基本協定区間

基本協定締結区間は直轄管理区間とし、応急対策区間は別表－1、別図－1及び災害時河川巡視は別表－2、別図－2、別図－3のとおりとする。なお、大隅河川国道事務所が管理するその他の施設（別図－4）に関して、応急対策を要する災害についても対象とし基本協定を締結するものとする。

また、肝属川本川下流部3箇所、高山川2箇所、串良川2箇所、始良川1箇所、については、ポンプ車運転区間として内水対策を目的とした排水ポンプ車についても運用することとしている。

(3) 協定期間 令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月31日

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び、資機材保有状況を総合的に評価して協定締結業者（高山出張所管内10社程度、鹿屋出張所管内5社程度）を選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(C～D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般土木工事に係る(C～D)等級、又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和3年2月3日時点において受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
なお、認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
- (3) 緊急業務に対応した体制の確保として、災害時に自社において3名以上の一・二級土木施工管理技士の確保ができること。
- (4) 希望する基本協定締結区間については、本店の所在地から各出張所に概ね30分以内で到達できること。「概ね30分以内で到達できる」とは、各出張所管内に本店の所在地があり約20km以内を想定しており、下表のとおりとする。

(各出張所管内における該当本店所在地)

出張所管内	対象区間	協定締結業者数	本店の所在地
高山出張所	肝属川 高山川 串良川	10社程度	肝付町、東串良町、鹿屋市、大崎町
鹿屋出張所	肝属川 始良川 下谷川	5社程度	鹿屋市、垂水市、錦江町、南大隅町

- (5) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における維持修繕工事又は一般土木工事に係る(C～D)等級の有資格業者(令和2年度現在のランクが(C～D)ランクであれば可)の認定を現在まで継続して受けていること及び令和4年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。
なお、経常建設共同企業体が現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。
また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (6) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 災害協定に基づき災害協定業者との工事請負契約を取り交わす時点において、災害協定業者は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。
この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

3. 本基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
(電話 0994-65-2990)

国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所

担当 : 工務第一課長 (内線311)
工務第一係長 (内線312)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和3年2月3日（水）から令和2年2月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
- ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第一課
- ③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和2年2月3日（水）から令和2年2月25日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：上記3.（2）②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

大隅河川国道事務所管内（肝属川直轄管理区間）における 災害時等応急対策業務に関する基本協定

国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長 岩男 忠明（以下「甲」という）と、
〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 （以下「乙」という）とは、
災害時等における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 本協定は、大隅河川国道事務所が管理する直轄管理区間において発生した災害もしくは災害の発生が予測された場合の応急対策（応急対策工事・河川巡視・緊急内水対策）に関し、これに必要な組織及び建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の確保及びその動員方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所の直轄管理区間外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

（業務の内容）

第2条 甲は、直轄河川管理区間内で災害等が発生し必要と認めるときには、災害状況に応じて乙に出動を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があった時は速やかに体制を整え、被害状況を把握し甲の指示により当該災害等の調査又は応急処置を実施するものとする。
3. 甲は、乙に国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。
4. 乙は、これらの業務に適切に対応が出来るよう（財）河川情報センター、（財）日本道路情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

（業務の実施区間）

第3条 肝属川直轄管理区間の応急対策に係る業務の実施区間は、別表－1及び別図－1のとおりとし、災害時河川巡視に係る業務の実施区間は、別表－2及び別図－2、別図－3のとおりとする。なお、大隅河川国道事務所が管理するその他の施設に係る業務の実施区間は、別図－4のとおりとする。また、肝属川本川下流部3箇所、高山川2箇所、串良川2箇所、始良川1箇所についてはポンプ車運転区間として内水対策を目的とした排水ポンプ車について運用する。なお、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令があった区域も同様とする。

（建設機械等の報告）

第4条 乙は、あらかじめ災害時等に備え、建設資機材等の数量を把握し書面により報告するものとする。

2. 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合または、甲の要請があった場合は、状況を速やかに甲に、書面により報告するものとする。
3. 乙は災害に備え、常に建設資機材の所在を把握しておくとともに運搬手段についても考慮しておくものとする。
4. 甲の所有する建設資機材等について、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がないかぎり、それぞれに対し建設資機材等を提供するものとする。

(出動の要請)

第6条 甲は、乙に対し第3条の業務実施区間の具体的な災害等の状況に応じ応急対策業務のための出動を書面又は、電話等の方法により要請するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲の出動要請があった場合以下のとおりとする。

①応急対策工事

甲と乙は速やかに工事請負契約を締結するものとする。なお、この協定に基づき工事請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

②河川巡視、堤防巡視及び緊急内水対策

乙は、甲の要請を受け河川巡視、堤防巡視及び、緊急内水対策車等の運用を実施した場合、または必要に応じ訓練を実施した場合は甲乙協議の上、甲に対して実績に応じた費用を請求できるものとし、巡視1時間あたりの単価は下記のとおりとする。

甲の乙への支払いは、月毎の支払いを基本とする。なお、直轄管理区間外での業務を行った場合の費用については別途請求できるものとする。

【 洪水時巡視等 】

対象時	時間帯	1時間あたりの単価
5時～22時	始めの8時間	円
〃	8時間を超える部分	円
22時～5時	始めの8時間	円
〃	8時間を超える部分	円

【 洪水時危険箇所待機監視 】

対象時	時間帯	1時間あたりの単価
5時～22時	始めの8時間	円
〃	8時間を超える部分	円
22時～5時	始めの8時間	円
〃	8時間を超える部分	円

(業務指示)

第8条 業務の直接の指示は、当該業務実施区間を担当する出張所長等が行なうものとし、乙は、その指示に従うものとする。

2. 第2条3項業務の指示は、災害現場へ到着するまでは甲が行う。到着後は、出動要請を行った者が指示し、乙はその指示に従うものとする。また、出動要請先の指示により設置、運転（作業・操作）、撤去までを行う場合がある。

3. 前項によるほか、河川巡視業務においては「九州地方整備局出水時河川巡視規定」「九州地方整備局地震後点検要領」、堤防巡視業務においては、「浸透・侵食に関する重点監視の手引き（案）」、緊急内水対策車運用業務においては「大隅河川国道事務所緊急内水対策車管理運用ルール」及び「大隅河川国道事務所排水ポンプ設備管理運用ルール」によるものとする。

（業務の実施）

第9条 乙は、第7条に基づく出動要請があった場合は、直ちに出勤し、応急処置等の業務を実施するものとする。

2. 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく作業時間及び使用建設資機材等を出張所長に書面により報告するものとする。

（広域要請）

第10条 甲は大規模な災害が発生した場合は、第3条の工事の実施区間にとらわれることなく出勤を要請することができるものとする。

2. 乙は、前項の要請があったときは、道路・河川・砂防等を問わず、甲の指示により当該災害の応急措置を実施するものとする。

（有効期限）

第11条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項または、疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（雑則）

第13条 この協定の証しとして、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通保有する。

令和3年 ○月 ○○日

甲 住所 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
氏名 国土交通省九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 岩男 忠明

乙 住所 鹿児島県○○市○○町○○-○○
氏名 ○○○○ 株式会社
代表取締役 ○○ ○○